

第14回尾瀬国立公園協議会

平成29年3月8日

【檜枝岐自然保護官】 ただいまから、第14回尾瀬国立公園協議会を開催いたします。本日の会議は公開会議ですので、取材の方・傍聴の方がいらっしゃることを予めご承知置きください。また、取材の撮影については、議事に入る冒頭のみとしていただきますようお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、環境省関東地方環境事務所長の笠井よりご挨拶いたします。

【関東地方環境事務所長】 笠井でございます。昨年の6月17日に函館税関長から関東地方環境事務所長に赴任いたしました。尾瀬には10月に日帰りで行って来たのですが、どうしても、何しても昔から日本の自然保護の先駆けとして色々取り組みをされているということで、今日もお会いした方も沢山来ていらっしゃるって、また初めての方もいらっしゃいますけれども、よろしく願いいたします。年度末のお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

また今年、鳥インフルエンザの大量発生に伴い、関係者の方々には多大なるご支援をいただき、この場を借りて感謝申し上げます。尾瀬国立公園は、平成19年8月30日に分離・独立したということで、今年で10周年という節目の年を迎えることになりました。この協議会を始め、多様な主体が参画する協働組織を全国に率先して構築されて運営をされて来たと聞いております。また、あとでご紹介がありますが、昨年より尾瀬ビジョンの再確認について皆様にご協議いただいているところでありますが、本日は今後の具体的な進め方についても事務局案を示させていただき予定であります。尾瀬ビジョンをより将来を見据えた尾瀬のあり方の指針となるよう、皆様のご意見をいただきながら改訂作業を進めさせていただきたいと思っています。また、これまでは利用分散を中心に検討を進めてきた快適利用の推進に関する小委員会について、適正利用の推進に関する小委員会として、名称を変更し、尾瀬ビジョンを始め、尾瀬の適正利用に関する各種の課題に広く対応できるような小委員会移行をして、見直しを行ったところであります。

それでは、本日お集まりの皆様からそれぞれの取り組みについて、ご説明いただく予定としております。本日は限られた時間ではございますが、次年度以降の尾瀬への取り組みがより効果的・効率的となるよう情報交換や検討を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【檜枝岐自然保護官】 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の次第の裏側に配付資料一覧とございます。ここに次第と名簿、その後資料1～資料13まで配布させていただいております。不備などございましたら、事務局までお願いいたします。また、構成員の方のみに尾瀬ビジョンを配布させていただいております。こちらもご確認をお願いいたします。

それでは、さっそく議事に移りたいと思いますが、議事の進行は議長にお願いしたいと思っておりますので、まず議長の選出をさせていただきます。事務局としましては、これまでの協議会においても議長を行っていただきました斎藤先生にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【檜枝岐自然保護官】 それでは斎藤先生、よろしくをお願いいたします。

【斎藤委員長】 それでは、ご指名がありましたので、進行を進めさせていただきます。なお、本日は時間があまりありませんので、円滑な進行をよろしくをお願いいたします。次第に従いまして、進行をしていきたいと思っております。なお、時間の関係で質疑は議題の内容ごとに行いたいと思っております。

まず、議事(1)尾瀬ビジョンの基本方針に沿った対策について、初めに尾瀬国立公園適正利用の推進に関する小委員会について事務局よりご説明をお願いいたします。

【片品自然保護官】 片品自然保護官の牧野と申します。私の方から資料1に基づいてご説明させていただきます。冒頭に所長の挨拶の方にもありましたけれども、これまで快適利用の推進に関する小委員会として大清水～一ノ瀬間の低公害車の運行等の利用分散に関して主に検討して参りました小委員会を、今年度から適正利用の推進に関する小委員会ということで名称を変更させていただいて運用させていただいているところです。

昨年度まで実施しました快適利用の小委員会につきましては、経緯として平成21年の尾瀬サミットの方で大清水の車の乗り入れ等の議論がなされたことを発端に、平成22年2月に第1回の小委員会を開催して昨年度まで実施してきたところです。設立目的は先ほど申し上げたとおりで、今後の小委員会の位置付けについては資料の中程にある下線部のところで、尾瀬国立公園全体を視野に入れて利用分散以外にも適正利用を促進していく上で近年新たに指摘されている課題等についても広くこの小委員会で議論できるような尾瀬国立公園協議会のワーキンググループとして今後運営していきたいと考えています。またそれに伴って、委員会の名称を「尾瀬国立公園適正利用の推進に関する小委員会」として

実施していきたいと考えています。こちらにつきましては、小委員会の中で承認いただきましたので、今年度からすでに名称変更して2回ほど開催したということでご報告にはなってしまうのですがご了承いただきたく思います。

また小委員会のメンバーにつきましては、これまでのメンバーの方以外にも柔軟に議題に応じて参画いただきたいと考えておまして、メンバーの決定については取り扱う議題に応じて関係する実務機関の方々を委員会で抽出して既存のメンバーの承認を得て、追加していきたいと考えています。また、関係する議題が終了した場合は、参画いただいた機関の意向によって引き続き参画いただくか、どうするかということは選択できる形にしたいと思います。今年度から名称変更し、特に魚沼市様や尾瀬ガイド協会様の方に今年度新たに参画いただいているところです。これは、後ほどご説明させていただきます尾瀬ビジョンの再確認や尾瀬国立公園の標識のガイドラインの策定についてこの小委員会の方で検討させていただきましたので、追加で参画いただいたとなっております。事務局からは以上です。(5:19)

【斎藤委員長】続きまして、尾瀬の多様な魅力を楽しむための自動車利用のあり方に関わる取り組みについて、次第の順にご説明をお願いします。

【片品自然保護官】 資料2-1の方にこれまで小委員会の方で検討してきました中身をまとめた資料になりますので、これに基づきまして各機関の方から今年度の取り組みについてご説明いただきたいと思います。

【群馬県(代理)】 群馬県自然環境課尾瀬保全推進室の竹内と申します。よろしくお願いたします。では皆様、お手元の資料2-2「群馬県における利用分散等の取り組み」についてご覧いただけますでしょうか。資料2-2です。「群馬県における利用分散等の取り組み」についてです。

尾瀬では、鳩待峠口への利用集中緩和や国立公園の回遊型・滞在型利用を促進するため入山口の交通環境対策をしております。群馬県側で尾瀬国立公園協議会、同会ですが、関係者の合意のもと、平成23年度から鳩待峠及び大清水で利用分散のための取り組みが関係者の連携によって実施されております。まず鳩待峠口です。静かな入山口を実現させるため、第1駐車場に車両乗り入れを制限する社会実験等を経て、第1駐車場の閉鎖、第2駐車場の拡張工事や公衆トイレ整備等を実施してきました。大清水口では、鳩待峠から大清水への利用の分散を図るため、群馬県による数年の社会実験や片品村尾瀬交通対策連絡協議会での承認を得まして、平成27年度から地元交通事業者による低公害車による営業

運行を開始いたしました。あわせて、大清水～一ノ瀬間の旧道、会津・沼田街道を整備し、歩行者に解放いたしました。

では、28年度の実施内容です。鳩待峠口ですが、従来の第1駐車場を閉鎖し、第2駐車場のみの運用が開始されました。事業主体は東京パワーテクノロジーさんです。大清水口ですが、低公害車による営業運行が昨年度27年度に引き続き実施されました。事業主体は地元交通事業者さんです。内容といたしましては、大清水～一ノ瀬間3kmを6月11日～10月16日まで128日間運行いたしました。当初は6月中旬の運行予定でしたが、尾瀬でも異例の少雪となったことにより路面整備と安全確認を早めに実施できたため、関係者で協議し、開始が早まったものでございます。時間は大清水5時発で、一ノ瀬16時30分発です。所要時間・車両運行運賃等につきましては、記載のとおりでございます。運行とあわせて、旧道（会津・沼田街道）を登山者に開放いたしました。

2ページ目をご覧ください。平成28年度の実施結果ですが、利用人数が17,576人、1日平均137.3人、運行回数が3231回、1日平均25.2回です。写真で大清水と一ノ瀬の様子を掲載してございます。参考といたしまして、平成27年度ですが、利用人数が17,979人、1日平均148.6人、運行回数が3336回、1日平均27.6回です。昨年と比べると輸送人員、1日平均輸送人員とも若干減少しております。これは8月下旬～9月の週末に大雨等の台風が影響しているのではないかと考えております。また28年度の入山者が先月発表されましたが、総入山者数は291,860人であり、対前年比89.5%ということでありました。低公害車の乗車人数は対前年比97.8%であり、全体の入山者が減少する中では比較的利用していただいていると思えます。

次にモニタリング結果です。環境影響調査、大清水～一ノ瀬間の車道沿いでご説明させていただきます。昨年に引き続きまして、現状把握及び今後の着眼点を抽出することを目的といたしまして、群馬県尾瀬保護専門委員に依頼し、車両運行期間の前（5月下旬）と車両運行期間中（9月中旬）、車両期間終了後（11月上旬）の3回調査を行いました。具体的には、車両帯被土における車両や人の踏みつけによる植生への影響、車道と沢が交差する箇所での植生への影響、法面の植木の植生変化、尾瀬以外から移入・拡大する恐れのある植物に対する警戒について、先から継続する定点5箇所を中心に調査を行いました。結果といたしましては、定点5箇所及び当該区間全般においてシーズンを通して大きな変化は無かったということでございます。

今後についてですが、来期も引き続き定点を中心に経過観察を行い、植生の変化等を注視する。また、道路工事の工法等については植生や環境への影響を最小限に抑えるよう引き続き整備担当部署等と連携をいたしまして、改善に取り組んでいきます。なお、当該区域は自然公園法上の地種区分では第2種特別地域であり、過去の植生調査資料がほとんど無いということ、また今回の車両運行以前（昭和年代）からの道路工事や入山者の往来に由来すると推測される外来種や人里植物も場所によっては既に生育している状況ではありますが、現在までのところ拡大傾向はないという結果になりました。29年度につきましても関係者と連携を図り、尾瀬における利用分散における取り組みを行っていく予定でございます。群馬県における利用分散等の取り組みについては以上です。

【片品自然保護官】 お手元の資料2-3をご覧くださいませでしょうか。小委員会でご報告いただきました東京パワーテクノロジー様と東京電力様から今年度鳩待駐車場の整備事業についてご報告いただいておりますので、事務局の環境省からご説明させていただきます。

先ほど群馬県さんからご説明いただきました大清水～一ノ瀬間の低公害車の運行とあわせて鳩待峠の第1駐車場を廃止して、第2駐車場と統合して、第1駐車場をより広く利用者の活用スペースにするということを進めていただいております。今年度の春先に拡張整備が終わりまして、その拡張後の写真が左側の下の写真になっております。公衆トイレを整備いただきまして、今年度から既に一般の利用者も活用いただいている状況です。また第2駐車場を拡張したことで、第1駐車場をより利用者の利用スペースということで整備いただいているところですが、その一部につきましては、植林を実施いただいております。その植林は、今年の6月に東京パワーテクノロジー様と東京電力様の主体で環境省や群馬県、小委員会のメンバーなどの方々からご参画いただきまして植樹祭を行っております。植栽した本数としては、100本程度地元の苗を植えて実施して、今は植林が終わった状態になっているということです。また、その他のスペースにつきましては、下の写真のところにあるとおり、休憩ベンチを設置いただいたり、今までの駐車場スペースをより広く利用者に活用いただいているという状況になっています。以上です。

【片品村】 片品村役場むらづくり観光課の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは平成28年度富士見下～富士見峠間の身体障がい者等の利用について報告をさせていただきます。資料の2-4をご覧くださいませと思います。こちらは、「みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむ」という尾瀬ビジョンの基本理念をもと

に、実施計画書を策定し実施しております。

まず実施期間については、平成28年9月28日、平成28年10月5日、この2日間としております。実施内容については、募集定員各8組16名とさせていただきました。行程につきましては、9時に集合をしていただき富士見峠からアヤマ平に入りまして、約1時間歩いていただきました。13時には解散になっておりまして、参加者におきましても無理の無いような十分な行程を考えて実施をいたしました。参加代金については、19,800円となりまして、2名1組となります。この中には、往復のタクシー代、ガイド料金、昼食代等が含まれております。旅行者につきましては、片品村振興公社(株)尾瀬ツーリストに委託をしております。(5)のその他について、今回看護師・介護士を同伴させ、緊急時の体制整備を図りました。3の参加者について、平成28年9月28日は残念ながら参加者がおりませんでした。(2)の平成29年10月5日については4名の参加をいただいております。

実施結果に移りますが、写真が散策の様子になります。(2)関係者及び参加者からの意見。こちらはツアー終了後に参加者及び関係者からアンケートを実施させていただきました。そちらのアンケートから抜粋したものがこちらに載せてあります。参加者からは、実際に自分の足で散策でき、素晴らしい風景や高山植物、美味しい空気を体感できて良かったです。また再度訪れたいです。というご意見をいただきました。掻い摘んで説明をさせていただきます。皆様の心の温かさで、大変楽しい旅ができました。木道の整備が一部されていないところがあり、木道の整備ができたらいいいというご意見もいただきました。あとは、沼田駅から専用のバス等があると遠方から参加しやすいというご意見をいただきました。続きまして関係者からもご意見をいただきました。参加者の方に無理の無いコース設定でした。あとは、緊急用品を少し充実した内容で準備をしてもらおうと処置がスムーズにできたのではというご意見もいただきました。

実は、この実施日は天候があまり良くなくて、木道等が雨で滑っていた関係で最後参加者が手を切るケガをされました。ですが、今回看護師に同行いただいたので、スムーズな処置ができました。参加者の方も大変安心して参加をしていただきまして、その後の処置も適切に行われたということで大変喜んでおりました。

最後に5まとめとしまして、今回障害者利用について報告をさせていただいた訳ですが、尾瀬の優れた自然環境を保全しつつ適正な利用を図ることができれば、尾瀬ビジョンの理念に繋がり、国立公園のトップランナーとしての尾瀬の役割を果たすことができると考え

られます。また、今後は参加者及び家族が安心して参加できるような受け入れ体制を整え、以前尾瀬に行ったことがあって以後何らかの理由により行けなくなった方や普段身近で自然を感じる事があまりできない方にも尾瀬を体験していただけるようなツアー内容の充実を図ります。以上です。ありがとうございました。

【齋藤委員長】 ありがとうございます。これまで説明のありました事項について、ご質問等ございますでしょうか。

【加藤委員】 至仏山でお世話になっています横浜国大の加藤です。適正利用の推進に関する小委員会に絡んでお伺いしたいのですが、内容の中心としては今後どんなことをやっていくのか、またどういう検討をしているのか、検討の状況はどうなっているのかということはどういう頻度・どういう形で尾瀬に感心を持っている方々に情報提供して下さるのかということです。と言うのは、かつての快適利用だけでは小さすぎて狭すぎて尾瀬全体のことを考える適正利用にすべきだということは何年も一番うるさく言っていたのがこの私なので、対応いただいて誠にありがたい限りなのですが、例えば、今ご報告があった利用分散というのは快適利用の推進に関する小委員会の中心課題だと思っています。それも今後適正利用の話になるのですが、それでは適正利用というのはどういうことを扱っていくのか。さらに、適正利用の推進に関する小委員会ではどんなことを扱うということについて、関係者の方から今の尾瀬は～が問題なのだから、このことについて議論してくださいというような要望は出せるのか。ということについて、どうなっているのか知りたいということなのです。

さらにもう1点、その適正利用という話になりますと、何が適正かという議論になってきて、そうすると尾瀬といっても広いので、どの場所のどの時期ではどういう利用が適正かという基本・基準がないとそもそも適正利用についての議論はできないはずなんです。そうすると尾瀬全体を今までは環境保全の観点から普通地域・特別地域等のように区分しておりますけれど、そうではなく、利用の観点から例えばここは身体の悪い方にも車で行く地域、ここは車を降りて2～3時間歩く、ここは丸1日歩く、ここは木道の整備も何もしていません、というような尾瀬全体のどこでどういう利用が望ましいと管理側は考えているのかということがないと、適正の基準が出ないように思う。それもぜひ適正利用の検討でやっていただきたいと思うのですが、そこはどのようにしていくのか、これは尾瀬ビジョン全体にも関わる話だと思いますので、できれば現状を教えていただければと思います。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。まず初めに一つ目の質問の趣旨としましては、現在の適正利用の推進に関する小委員会ではどういったことを議論するのかというご指摘の点につきましては、事務局内部では色々と議論していたところなのですが、今加藤委員からご指摘いただいたとおり、これまでの利用分散の軸に囚われずに尾瀬全体の課題について幅広く適正な利用を軸に議論ができるような場が必要かなということで今回小委員会の名称を変更して、議論する内容にも幅を持たせたということになっております。今年度の小委員会を例に出させていただきますと、これまで議論する場が無かった尾瀬ビジョンの見直しの話や標識ガイドラインの議論についてもこれまで協議会や尾瀬サミットでも色々ご指摘いただいていたと認識しておりますが、より実務レベルで話す場が無かったということで、今回、小委員会でその役割を担おうということで位置付けを再編成させていただいたということですので、もちろんこの協議会の場で新しいご指摘をいただければ、ここの小委員会の中でまた担当者の方々と検討するということはあるかと思えます。ということでお答えになっているでしょうか。

【加藤委員】 そうするとですね、今お答えいただいたことから考えますと、名前は変えたけれど小委員会は小委員会、“小”委員会なのでこれが“大”委員会ということでしょうか。

【片品自然保護官】 そうですね、もともと小委員会自体がこの親委員会の議題を担当レベルで議論するというワーキンググループという位置付けで行っています。

【加藤委員】 そうすると、この親委員会である国立公園協議会に検討結果がこれまでご報告いただいておりますし今回もご報告いただいておりますけども、扱う問題がどんどん広がっていきますので、本部は何を扱って欲しいとか、この問題を小委員会で取り上げてもらいたいというような関係者からの意見を集める場というのがこの親委員会の大きな役割の一つとなってきますね。小委員会の皆さんが頑張っておられるのは誰も疑っていない訳ですけども、何をやっていただきたいか、次は何が大きな問題となってきそうか、そこについてはこの親委員会で時間を取ってもご議論いただければと思います。

もう一つ合わせて、さっきの話の最後ですが、適正とは何が適正かという議論をそもそもしないといけないので、それも小委員会の場で議論してもらわなければならないのですが、それは結局尾瀬全体の利用のあり方、裏返せば保護・保全のあり方ですので、小委員会では同時並行的に進めていき、どこかでこんな感じではどうかと提案があると考えてよろしいでしょうか。

【国立公園課長】 関東地方環境事務所国立公園課長の松本でございます。2点目のご確

認の点については基本的にその通りという認識でございます。今後の取り組みの基本的なところは現地の片品自然保護官から説明させていただいたところですが、まず小委員会また協議会の大きな柱「尾瀬ビジョン」確認し、その内容を見直しながら尾瀬地域の協働的な管理運営、行ったり来たりPDCAと言えはいいのでしょうか、しっかりと回っていく体制という位置付けで協議会を考えております。その中でやはり尾瀬は国立公園ですので、国立公園計画そして管理運営計画という計画に位置付けられた形でどう取り組みを進めていくかというイメージを持っていきまして、例えば別の資料なのですが資料6-1ガイドラインのところの2ページをご覧くださいと、実はここに小さいのですが国立公園計画に書かれている4種類の利用のゾーニングというのが既に位置付けられております。これはもちろん今現行のものでございます。こういった公園計画もしくは公園利用の公園管理計画を保護の観点、そして加藤先生がおっしゃられた利用の観点も含めてゾーニングまたその適正な管理の方法というのをこの協議会で尾瀬ビジョンの確認・見直しを含めながら進め、そして小委員会はそれをより、全てを同時並行的に小委員会で扱うというのはなかなか正直厳しいところがありますので、優先順位を付けて、またこれまでの継続課題もしっかりと引き続き捉えながら検討・協議を図り合意形成を図って、また管理計画にフィードバックさせていく、そういうイメージでおります。答えになりましたでしょうか。

【加藤委員】 どうもありがとうございます。よく分かりましたが、資料6-1に言及されたのでここについて1つなのですけれども、資料6-2の方で今ご指摘があったようなもので話が進んでいるというのは大変話が前に動いているということで心強い限りなのですが、一方でこの資料6に出ておりますような、特に外国の方なども意識したサイン・情報提供の話がもう現実に動いている。そうすると今ここにおられる方々を中心とする日本多くの尾瀬に関心がある、尾瀬の話聞いたことがある人は、例えば尾瀬に行くなら雪が溶けてからだ、雪がある時に行ったらどうなるかそれはみんな分かっている。分かっている人たちが今度いっぱい来る。外国の方にとっては、国立公園は自然公園であるより先にPark・公園なのです。公園だとしたら、これぐらいのサービスはあるだろう、世界の他のところで世界遺産になっている公園・国立公園と言ったらこんなものだ、という認識を持って例えば今の時期の尾瀬に入ろうという人が出てきたら一体どうなるか。そうでなくても11月とか山小屋などは閉まっている。サービスはない。という適正利用の前提となるには、その地域の特性だけではなく、日本の場合は特に季節も考えていかなければならない。端的に言うとオンシーズンとオフシーズン。公園開いています地域と今はもう閉じて

います自然に帰しています、というようなことを踏まえると、じっくり考えていかなければならないのはご指摘のとおりなのですが、一方でサイン計画を進めようとするところでは進めて考えて行かなければならないようなこともありそうな気がしますので、そこら辺は色々とお願ひするばかりで申し訳ないのですが、ぜひよろしくお願ひいたします。

【斎藤委員長】 はい、ありがとうございます。進めさせていただきます。続きまして、第4次尾瀬総合学術調査について尾瀬保護財団よりお願ひします。

【尾瀬保護財団（堀越）】 尾瀬保護財団の堀越です。皆様には日頃から大変お世話になっております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。私の方からは、資料3「第4次尾瀬総合学術調査について」ご説明をさせていただきます。尾瀬総合学術調査につきましては、第1回の調査から65年、前回第3回の調査から概ね20年を経過しております。尾瀬ビジョンの中でも第4次尾瀬総合学術調査の実施について記載がされていたところです。そうした中、尾瀬サミット等での議論を踏まえ、検討を重ねて参りまして、平成29年度から調査の実施に向けて動き出したということでございますので、説明をさせていただきます。

まず調査の目的ですが、現在の尾瀬の自然環境を把握するための基礎調査と合わせまして、気候変動が尾瀬の生態系に与える影響を明らかにするための重点調査ということで2つの調査で学術調査自体は構成されておまして、合わせて生態系調査システムの構築を目指すということで考えてございます。調査期間につきましては、平成29年度から31年度の三カ年間。実施主体・実施体制につきましては、昨年12月に第4次尾瀬総合学術調査団の設立会議を開催いたしまして、調査団長には尾瀬保護財団の理事で名古屋大学・滋賀県立大名誉教授の坂本先生に団長になっていただいたところです。基礎研究部会につきましては、尾瀬賞運営委員で横浜国大の名誉教授であります鈴木邦雄先生に、重点研究部会につきましては、同じく尾瀬賞運営委員で北海道大学・函館高専名誉教授であります岩熊敏夫先生にご就任をいただきました。

尾瀬保護財団といたしましては、調査全体の事務局を担い、調査そのものを全面的にサポートしていきたいということで考えております。事業費につきましては、現在約9千万ということで検討を進めておまして、国・あるいは三県、関係機関等のご支援また民間資金等の獲得も検討に加えながら調査の実施に向け準備を進めているところでございます。調査研究事業内容は、基礎研究につきましては尾瀬ヶ原及び周辺域における生物相と

環境要因の目録調査ということで1～7に記載の調査及び事業を実施いたします。重点研究といたしましては、温暖化による山地湿原生態系変遷の将来予測と管理方策の検討ということで1～7に記載の調査並びに事業を実施する予定でございます。尾瀬保護財団といたしましては、この後調査に必要な許認可事務等進めまして、調査の全体をしっかりとサポートして参りますが、調査の成功につきましては皆様方のご協力もぜひ賜れたらと考えておりますので、ご協力の程よろしく願いいたします。資料3についての説明は以上です。

【斎藤委員長】 続きまして、尾瀬シカ対策について事務局より説明をお願いします。

【片品自然保護官】 続きまして、環境省の方から今年度の尾瀬シカ対策についてお手元の資料4の方をスライドに映しながら進めさせていただきたいと思っております。まず初めに尾瀬のシカ対策の役割分担ということで、尾瀬国立公園のシカ対策につきましては「尾瀬国立公園シカ管理方針」というのに基づきまして、各関係機関が役割分担を担いながら進めているところです。特に尾瀬の中の調査につきましては環境省が実施しておりまして、それらをもとに現状把握をしたり、環境省も含め各関係機関・市町村の方で捕獲を実施している対策の評価をしながらシカ対策の効果・検証を行っているという状況になっております。

環境省で行っている調査の内容につきましては、大きく3つに分かれておりまして、まず1つ目が尾瀬の中の個体数の変動の把握の調査、2つ目が尾瀬での植生被害の状況の把握、3つ目が尾瀬のシカが実施にどう動いているのかという調査を行っています。まず初めに尾瀬の個体数変動の把握の調査ですけれども、こちらにつきましてはライトセンサスという調査を行っておりまして、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の2箇所それぞれ何mおきに夜間ライトを持って、ここから周辺数100mをぐるっと一周見回すと夜だとシカの目がきらっと光るので、それでシカがそこに何頭いるかというのが把握できるという調査になっています。こちらにお示ししているのが尾瀬ヶ原では平成22年から28年度までの調査結果なのですが、5月～10月までで月1～2回程度実施しておりまして、それぞれ線で示されているのがその年・時期に確認されている個体数ということになっております。平成28年度につきましては、この赤い折れ線グラフになっているけれども、例年より増える・減るといような変化は確認されていません。ただ、秋口の確認個体数が増えているというのが今年度の特徴になっております。また一方、大江湿原で実施しているライトセンサスの平成24年度～28年度の調査結果がこちらのグラフになります。こちらにつきましては、林野庁さんの方で平成26年から大江湿原の周辺を柵でぐるっと囲っていると

というような対策を実施していただいておりますので、平成26年からの調査で、あまり大きな変化は分からないかもしれませんが、平成26年から個体数が減っているという結果になっています。特に平成28年につきましては、柵を設置する前は何頭か確認がされているのですが、柵の設置後はほとんど1.2頭くらいでほとんど確認されていないというような結果になっております。

続きまして植生被害の把握の調査ですが、こちらのデータが尾瀬ヶ原・尾瀬沼の中心に全部で131ポイントの調査区間を設けまして、その植生が前年比と比べてどのくらい被害が減ったか増えたか、どのくらい食べられている量が減ったか増えたかという調査を行っているものになります。この一つ一つのポイントが調査ポイントになるのですが、このポイントの色によって、前年度と被害状況の増減を示しているというものになります。この赤い点が昨年度と同様被害が高い状況が継続しているポイントで131ポイント中39ポイントありました。あと昨年度よりも増加しているというのがオレンジ色なのですが、それが61ポイント。僅かながら採食が継続しているというのが5地点。昨年度と比べて被害が減少しているというのが5地点。今年度については採食が確認されなかったポイントが21地点あります。特に大江湿原は先ほど申し上げたとおり林野庁さんの方で柵を設置されておりますので、特に被害は確認されていないという所が多くなっています。ただ一方、今年度につきましては皆様ご承知のとおり、昨年度の雪がだいぶ少なかったということで、雪解けの時期が非常に早かったということで、シカの影響が春先の被害が少し増えたというような結果になっておまして、全体としては被害状況が継続して確認されている、減少の傾向は見られていないというような結果となっております。

続きまして、行動生態の把握の調査になるのですが、これはシカを麻醉銃で捕獲しまして首にGPSの首輪を装着して、もう一度放逐するというような調査を行いまして、その首輪からシカのいるポイントが分かるという調査になります。こちらは平成26年度から3カ年装着している個体の移動経路になるのですが、この線の一本一本が一頭のシカが動いた経路になっております。これを見ても分かりますように、尾瀬ヶ原・尾瀬沼で装着した個体が春に日光側から動いて来まして、また秋口に南下して日光の方で越冬をするというような傾向が継続して確認されています。特にボトルネックと言われているところは、移動経路の中で地形的にどうしてもシカがそこしか通れないような場所についてはシカが非常によく通るといような所になっているので、そういった所で捕獲を自治体の方で対応いただいているという状況です。こちらが、各関係機関が捕獲対策を実施している

場所と詳細になるのですが、こちらの表がそれぞれの場所でどういう手法でこの期間中に何頭捕れたかというのと実施主体というのが記載されておりまして、冒頭の丸の番号の所が右側の図の位置に対応しているというような状況となっております。この移動経路のデータを活用いただいて、各関係機関の方には効果的に捕獲を実施していただいている状況です。

こういったデータを環境省の方では、これまで数年かけて蓄積して来ているのですが、今の調査結果でもお示ししましたように現状と課題ということで今年度整理をさせていただいております。冒頭申し上げました尾瀬国立公園シカ管理方針というので、尾瀬のシカの対策の目標というのを設定しているのですけれども、特に中期目標につきまして、尾瀬の生態系に対するシカの影響を軽減と掲げているのですが、先ほどの調査結果からもお示ししましたようになかなか捕獲対策を一番良い所で実施していても、中期目標のシカの影響の軽減という傾向がなかなか見られていないというのが現状として挙げられております。その一方、植生被害は継続して見られているけれども、他の地域に見られるように樹皮剥ぎが急速に進んで植生が全く無いというような状況にはまだなっていないと、一定の植生の回復は認められるというような状況になっておりまして、こういった状況の中で課題として今の対策の目標が不明確なのではないかということですか、実施に対策しているけれども効果が調査結果からなかなか見えにくいというような課題が今現状として挙げられております。

今年度その課題に対して対応する検討を進めて参りまして、この2つの検討事項を掲げております。1点目がどの程度まで尾瀬の植物をシカの影響から保全すべきかという点と、2点目が今の対策より効果的・効率的な防除対策があるのかというような検討を進めてきております。まず1点目の検討事項としまして、どの程度シカの影響から植生を保全すべきかというところなのですが、皆様のイメージとしては何となくあると思うのですが、ちゃんとした文章として今まで明確に示していなかったもので、まず事務局案として3点程、植生保全の視点というのを整理しております。まず1点目が尾瀬固有の生態系の喪失の防止、2点目が観光資源としての植生群落、特に水芭蕉やニッコウキスゲの群落は尾瀬にとっては欠かせないものであるもので、そういった植生群落の喪失の防止、3点目としまして、まだ尾瀬はここまで影響は出ていないのですが、裸地化ですとか樹皮剥ぎ等植生が回復不可能な影響に対する防止というものは最低限守っていかねばならないと考えています。これらは事務局案という形なのですが、これらについて具体的にどのように対策を進めて

行かなければならないのかというところで、防除の基本方針、こちらはまだ案ですが事務局の方でお示しをして、関係者の皆様と共有しているところです。先ほど申し上げましたように、現状としては今の捕獲対策だけでは植生の被害の低減傾向は確認されていないということで、このまま進んでいくと被害が継続して、悪い方に行ってしまうのではないかと懸念もされるという状況になっておりますので、今の基本方針である被害を軽減させるためには、より捕獲対策を強化することと今まであまり積極的に行って来なかった柵による保護という観点も今後必要なのではないかとということで検討を行っています。こちらの基本方針に基づきまして、来年度以降も目安としては5年くらいを目標に具体的に対策を皆様と検討して行きたいと考えています。シカ対策については以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。尾瀬保護財団と事務局からの説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いします。

【林野庁】 ご説明ありがとうございました。林野庁関東森林管理局の井上と申します。よろしく願いいたします。今、このシカ対策についてなのですが、なぜ林野庁がこの関係機関の中に入れなかったのか素朴な疑問としてでございます。途中紹介いただきましたが、実は雪に潰されないように柵を毎年秋には外して、寝かせておいて、また雪解けが終わって建て直すという作業をこのところ続けておりまして、そういう防除対策だけではなくて、実は、あくまで森林屋です。森林の保全という建前はあるのですけれど、シカの捕獲対策にもかなり力を入れて取り組んでおります。そうなりますと、私どもの方で捕まっている個体の中で、多分、この移動している個体群に関係しているものというのもあると思いますし、さらには、足尾がどうも越冬地のような感じで表示されておりましたが、足尾の辺りはほとんど国有林、私どもが所管する土地でございますので、あるいは皇海山の西側であの辺りもほとんど国有林ですから、私どもも入れていただいた方が色々と対策を進めて行く上で効果的なのではないかと思うのですが、なぜこの種類の中に出てきていないのかなというのが気になったので教えていただけますか。

【国立公園課長】 まず事実関係を踏まえながら進めさせていただきますが、まず前提として、今現地の保護官から説明させていただいたシカの検討において、別途シカの対策協議会、またそのアドバイザー会議とありまして、そちらでは林野庁様にもご参画いただいて、まさにこの検討を一緒になってやっていただいていますし、対策も一緒になってやっているという事実があります。疑問点の事実関係につきましては、まず尾瀬のシカ対策協議会自体には林野庁の会津森林管理局は入っているのですが、ご指摘の関東森林管理局様

は今入っております。当時入っていない理由についてでしょうか。

【林野庁】 先ほど申しあげましたように、捕獲対策大分私どももやっているのですが、多分私どもの数字がないと効果を判定するにしてもちゃんとした数字が作れないのではないかと正直気になったということです。日光森林管理署栃木県側、利根沼田森林管理署群馬県側、そのどちらでも対策をやっていますので、そういった数字をしっかりと取り入れていただいた方がまず効果判定などが非常に正確なのではないかという単純な疑問です。

資料の中で、数字にも出てこないし、関係機関というところにも名前が出てきていないので、事実関係として入っている入っていないというのが分からずにお話しているのですが、仮に入っていないとすれば、なぜ入れなかったのか。入っているのだとすれば、なぜここに数字が出てこないのかというその辺りをお願いしたいのですが。

【片品自然保護官】 ご質問の点につきましては、冒頭の資料4スライド2枚目の方の役割分担のところには林野庁様のお名前入っていませんでしたが、先ほど課長の方から説明しましたように、協議会の構成員ですとかアドバイザー会議の方には関東森林管理局様も入っていただいております、データとしては情報としては一緒にいただいております。また先ほど資料4の2ページ目の下の捕獲対策というところにもいただいた情報としては、小さくて申し訳ないのですが9番目の戦場ヶ原のところに。また、管理方針の役割分担というところにも今後林野庁様にも入っていただけるように改訂の時には一緒になって検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【林野庁】 どうもありがとうございました。

いずれにしても、私どもがやっている作業というものも相当関係しているのは間違いありませんので、ぜひお仲間に、活用していただきたい。

それで1点なのですが、大江湿原のところをまた雪解けを待つて柵を再び建てることを予定しておりますが、実は地元檜枝岐村様から集団施設地区の方から入り込んでいるという目撃情報があるとかかなり頂戴してございまして、今度再び建てる時は当然補修資材などを持ち上げて行かなければならないので、もし可能であればそのまま集団施設地区の方にも私どもの柵を延ばそうかなと検討しております。今までは、森林の中に建てていたので目立たなかったのですが、今度は人の目に触れるところまで延ばすことも検討しなければというように、予算が非常に限られておりますので、どこまでやれるかは積算してみないと分からないのですが、できる限り今は山の中で止まっている柵を人の出入りがあるエリ

アまで延ばそうかと検討しているのですが、できれば本当は環境省さんにやっていただいた方が景観の点でも問題ないかと思うのですが、もし私どもでやって差し支えなければ、ちょっと予算無理してでも付けてやろうと考えているのですが、その辺りについて何かお考えなどお聞かせいただければありがたいです。

【檜枝岐自然保護官】 檜枝岐自然保護官事務所の市塚と申します。先ほどいただいたお話は、会津森林管理署南会津支所のご担当の方からお話伺っておりまして、来シーズン雪解けを待ちまして入山できるようになりましたら檜枝岐村さんと関係者の方々と一緒に現場を見ながら今後の集団施設地区内での柵の延長であったりどのような配置が適切かというところを検討したいという話は伺っておりまして、今後皆様と検討したいと思っております。

【林野庁】 どうもありがとうございました。ご指導よろしく申し上げます。

【日本自然保護協会】 日本自然保護協会の横山です。私もシカのことについて質問をしたいのですが、長期目標が尾瀬からシカを排除すると書いてあって、これは完全排除という意味なのではないかと思えますけれども、世界中で大型の草食獣のコントロールに成功した場所はまだ無いと聞いております。その中で、本当に完全排除という長期目標の表現が妥当なのかということについて、当然全体計画のための専門家の会議を持たれていると思うのですが、どこまで書いてある目標が達成可能であると、判断された上なのかあるいは書いておかなければならないから書いてあるのか、全体計画のための専門家の会議のご意見というのをレビューしていただければと思うのが1点。

それから、当然努力量の制約だとか、あるいは尾瀬という場の持っている地形的な制約というようなもので、もう少し現実的な目標にする。例えば、守らなくてはいけない植生だけを死守する。完全に守る。守れないと決めたところについては諦めるとか、ものすごく極端に言ってしまうと、そのような守るべきところをしっかりと守るというような方針を立てる方が現実的なのではないかと私は思っていますが、そう思うのも、私たちは今、この会議も尾瀬の保全という一定の国立公園の範囲を考えて会議をやっておりますけれども、自然や特にシカの動きというのはもっと遙かに広い中でその生きていて、尾瀬はシカにとっては、行動圏のある部分でしかないのです、そうやって尾瀬のことだけを考えるとシカ対策を考えるというようなこと自体も多少無理があるかと思っておりますが、とりあえず質問としては、全体計画の構造そのものを作るということに対して、どのような目標達成型にしていく議論が行われているのかということについてお伺いしたいと思います。

【片品自然保護官】 ご指摘ありがとうございます。今横山委員からご指摘いただいた事項は、まさにアドバイザー会議の方でもご指摘いただいている事項でして、特に長期目標の排除が本当に可能なのかというのは方針として妥当なのかというご意見いただいているところではあるのですが、まずは事務局側としては、中期目標の尾瀬の生態系に対するシカの影響の低減というところがまだ十分に効果が出てないというところに焦点を当てて、今年度は議論してきているところです。

横山委員からご指摘いただきました重点的に保全しなければいけないところを守って行くというのは戦略的な対策が必要なのではないかというご指摘はごもっともでして、それもアドバイザー会議の方で今年度委員の先生方からご指摘をいただきまして、今事務局の方で資料にはお示ししなかったのですが、素案という形で、尾瀬のここは最低限守らなければならないだろうというエリアマップを今作成しているところです。これにつきましては、これまでの環境省の調査結果でシカの影響の多いところと、あとは観光資源として守らなければいけないところの2つのポイントから抽出している図になるのですが、ただこれだけでは不十分でして、先ほどご指摘があったように何が希少な植生なのかという視点が情報として不足しています。その点につきましては、先ほど財団から説明がありました第4次尾瀬総合学術調査の調査結果等を踏まえまして、守らなければいけないというエリアの選定を今後5カ年くらいかけてやって行きたいと考えております。

【国立公園課長】 あともう一つ。今後の方向性についていただいたご質問について、まず尾瀬のシカ対策に関しては国立公園協議会とは別に何度か出て来ている尾瀬のニホンジカ対策協議会、今先ほどから出ているシカの専門家のアドバイザー会議、この枠組みで情報共有・意見交換、そして各参加主体による連携した対策を実施している形でございます。それに関しましても先ほど横山委員からありましたように、対策方針というのがありまして、さらに国立公園の公園計画に位置付けられる生態系維持回復事業という林野庁様と協働で策定をしております。そして、対策方針においての目標設定というのが尾瀬からのシカの完全排除、ただそれが、将来的なかなり理想的な目標設定が最初にあって、ただそれに向けて中長期的により到達可能な尾瀬からのシカ影響の低減で、より具体的に対策目標を明確にしながら一步一步実現可能な対策を関係機関の皆様と一緒に努力していくという形で枠組み全体を捉えていただければと思っております。

そして、今資料が出なかったので口頭でご説明いたしますが、尾瀬ニホンジカ対策方針自体が平成21年に策定され、生態系維持回復事業も平成26年に実は更新されております。

す。そして、生態系維持回復事業計画自体は概ね5年を目途に見直すサイクルで進めておりますので、今まさに事務局の方から別途説明のあった今後5年を見据えた必要に応じた方針の見直し検討、さらに尾瀬国立公園の計画に位置付けられる生態系維持回復事業との整合性を踏まえた見直し検討というように位置付けていくというところで、横山委員がお話の今後の進め方のロードマップ、想定で取り組みを一緒になって進めているということでございます。

【日本自然保護協会】 シカ対策は全国、エゾシカも含めて、どこでも困りごとになっているテーマなので、尾瀬ビジョンの中に何が書き込まれていくかということともリンクしてくると思うのですが、この地形とこの植生を守れないとするならば、守れる場所というのは無くなるのではないかと私は思っていて、尾瀬国立公園の特徴をどうやってアピールしていくか考えた時に、シカに対する基本的な対処の仕方のモデルというか、現実的にやれることを全てやって行くというものを作って外に出していく。日本中どこも自分の地域からシカを排除するというのが全部長期目標になっているけれども、その中でどこも達成できないという状態がずっと続いていく中で、シカは5年もすれば倍増するので、そのペースではうまく行かないのではないかと私は思っているので、特にシカのこと気にしました。以上です。

【加藤委員】 短く1点だけお伺いしたいのですが、具体的なイメージをいただきたくて、資料4の一番最後、先ほどから検討されております今度の検討事項の中で、特に2について、先ほどこの検討事項については今後数年かけてじっくりしっかり検討し、そして動き出すということはよく分かりました。分かりましたが、検討事項の2のさらに2つ目について、被害を低減させるために捕獲対策の強化と柵の設置、今も捕獲対策は関係の皆さんが本当に努力されて一生懸命やっておられる。それから、柵もちょっと意識するとこんなに尾瀬には柵があるのだと思うくらいある。それを更に強化する。できるできないは別にして、どのようなイメージなのか。例えば柵についてですと、南アルプス国立公園のような他の国立公園では、キタダケソウを守るためにやっている柵は、本当に大切なこじんまりとした場所を柵で囲ってしまう。それに対して尾瀬、あるいは日光は、意識しなければ気付かないくらい広い範囲を大変な努力で柵で囲って、非常に広い範囲をシカから隔離している。尾瀬でも例えば、どこかのニッコウキスゲの集落とかミズバショウ集落が、そこに入るには鍵を開けて入らなければいけない、そういうことをしている公園もありますよね。近いところでは、群馬県の赤城もそうですね。そういうようにするというイメージ

なのか、それもまだ検討中だとは思いますが、そういったことは公園の雰囲気・性格に相当影響して来ますので、それも分かり次第、こういう方向で検討しているという情報をできるだけ出していただけると。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。柵の設置ということですが、先ほどお示したエリアを重点的に保護していくという一つの指針として柵も案としてありますが、全て重要なところを柵で囲うということに絞ってはいなくて、捕獲対策や忌避効果を狙ったり色んな可能性を加味した上で、一番いい対策を検討して行きたいと思っております。仰るとおり、観光資源としての景観は非常に大事だと思っておりますので、ここには十分留意した対策を講じていきたいと考えています。

【加藤委員】 お願いいたします。

【斎藤委員長】 では続きまして、尾瀬沼再整備について環境省さんから説明をお願いいたします。

【檜枝岐自然保護官】 資料をご確認ください。環境省で進めさせていただきます。昨年度もご報告させていただきましたが、尾瀬沼地区の魅力の向上を主な目的としまして、現在尾瀬沼集団施設地区の再整備を進めているところです。現在、平成28年度から現場での本格的な工事を着工しております、利用者の皆様や関係者の皆様にはご不便をお掛けしております。これまでのご報告ですと、平成31年度に新しいビジターセンターが供与開始を予定しておりましたが、工事の関係上、平成32年に1年遅れまして供用開始と予定が変更になりました。工期延長につきまして、皆様には引き続きご不便お掛けしますが、どうぞご理解の程よろしくをお願いいたします。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。よろしいようでしたら進めまして、時間も経ちましたので10分程度休憩を取りますので、24分頃から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(10分休憩)

【斎藤委員長】 お集まりのようですので、議事を再開したいと思います。尾瀬国立公園標識ガイドライン(案)について、環境省よりお願いいたします。

【片品自然保護官】 環境省の牧野より資料6-1に基づいてご説明させていただきます。先ほどからも何度か出ていましたけれども、これまで尾瀬の中の標識につきましては、色々案内が不足していることや外国人の方への対応が不十分だというご指摘もありましたので、

この機に環境省の方で尾瀬国立公園の標識類の設置の際の指針となるようなものを作成しようということで、今年度事業を進めて参りました。これにつきましては、小委員会の委員の方々にもご意見いただきまして、今この案という形で資料をお示ししているところです。そうしましたら、資料をご説明させていただきます。目的につきましては、ご説明させていただいたとおりでして、このガイドラインの作成にあたっての考え方ということで「位置付け」というところをご説明させていただきます。

資料1 ページ目、技術指針と管理計画書というのがありまして、技術指針というのが環境省で全国的に国立公園の中で整備する標識類の指針を示しておりまして、その指針と尾瀬国立公園の管理計画に記載されている内容を踏まえて、尾瀬の特性や尾瀬が抱えている課題などを加味してガイドラインを作成しております。このガイドラインを誰が使うかということについては、標識類を整備されている設置者や管理者の方、また標識に関わらずガイドマップやウェブサイトで情報を提供いただいている方々にも地名などの統一化を行ったものについて参考にしていただきたいというものになっております。

続きまして、ガイドラインの適用範囲ということで、標識類に関わらずパンフレットやホームページなどのメディアなどでも活用いただけるようなものということで考えています。

実際に標識類と言っても何が標識類なのかというのが、こちら技術指針に基づいて作成されているものなのですが、標識の種類によって発信する内容がことなりますので、一度整理をしているものです。入山口の案内や歩道沿いの誘導標識などで、標識の категорияが違ふという表になっております。

続きまして、資料2 ページ目になりますが、2番目の基本方針というところをご説明させていただきます。今ご説明いたしましたとおり、ガイドラインを作成するにあたって、基本的な内容となる配置基準と表示項目、デザインと3つのカテゴリーに分けて今回指針を示しております。

まず配置基準につきましては、尾瀬国立公園にはゾーニングという考え方を取り入れておりまして、4つの区分に分けてエリアを設定しております。一つ目が登山エリアということで、燧ヶ岳や至仏山の登山エリアですとか、2番目の軽登山エリアはそこまでの登山ではないけれども三条の滝や富士見峠と言った少しトレッキングができるようなエリア。また、山岳探勝エリアでは、尾瀬ヶ原の木道の散策をメインにしているエリア。最後の入山口エリアというところは、もっぱら入る登山口のところで情報発信が一番必要というエ

リアになっています。

このゾーニングの考え方に基づいて、各種類の看板を配置しようというのが右下の表になっております。先ほど説明した標識類のカテゴリーによって、個々のエリアでどういう標識が必要かというのが右下の整理表になっております。その整理表を合わせて、イメージ化したのが資料右上の図「利用ゾーニングに基づく標識類の配置方針の各イメージ」というものになっております。詳細については、また後ほど出て来ますので、資料の方を進めさせていただきます。

続きまして、資料3ページ目ですが、看板に記載する表示項目についての基準を整理しております。まず1点目は、地名・マナー等の統一ということで、尾瀬の中にある標識類やパンフレットなどに地名が記載されていると思いますが、一部整合性が取れていなかったものや読み方が異なっているものなどの整合性を図るのが1点目。また外国人利用者への対応ということで、日本語だけの表記では分からないので、ローマ字や英語での表記、またピクトグラムといった文字では無く絵で認識できるようなものも取り入れていくという2つの基本方針と、その下の統一基準というところで整理をしております。

こちらの特に地名の統一については、資料の最後の2ページが尾瀬内の地名の一覧とその読み方と英語表記を整理しているものになります。まだこれも色んなパンフレットを参考にしながら、統一基準を事務局の方で整理しているものですので、こちらについてもご確認いただいて、違うところがあれば、今年度中に作成したいので来週くらいまでにご意見いただければと思っています。

資料3ページ戻りまして、マナーや注意喚起についても日本語表記の統一化と英語表記、ピクトグラムの統一基準案を示させていただきたいと考えております。

資料4ページ目、最後の指針になりますが、形状やデザイン、設置場所の指針ということで、2点程考え方を示しています。1点目が環境に合致した素材や形状等の選定ということで、特に尾瀬については積雪量が大変多いということで、雪圧等による変形や損害といった看板も散見されますので、そういったところにも配慮したデザインや形状にしていきたいというのが1点で、構造や材料、書体ということで、こちらについては環境省で示している技術指針がありますので、そういったところを参考にするようにガイドラインで示させていただこうという内容になっております。

それらの考え方を踏まえまして、「3 標識別の指針」ということで、これまでご説明した考え方をそれぞれ標識別に整理したのが次以降の資料の中身となっています。特に尾

瀬に多いのが、資料5ページ目の「3-2 案内標識」というのが尾瀬の中では一番多いと思っています。特に誘導標識については、設置基準も事務局案を示させていただいておりまして、分岐点は全て設置ということですので設置はされているとは思いますが、設置する間隔を等間隔で設置した方がいいのではないかとということを利用者から聞くこともありますので、今回事務局案として示させていただいております。

特に登山エリアは、1時間毎ということは何合目かという表示を、燧ヶ岳ではすでにされているかと思いますが、そういう間隔での設置。また山岳探勝エリアの尾瀬ヶ原のような平らなところでは、何時間ではなくて距離を基準として最低1km毎には必要ではないかと考えています。ただそれは、利用の頻度にもよって来ると思いますので、あまり利用頻度が多くないところについては2~3km毎に設置してもいいのではないかとという基準を示させていただいております。これも今年度調査の中で、尾瀬内の標識をほぼ全てどこに何があるか確認させていただいたのですが、おおよそこのくらいの目安で看板が設置されているということに基づいて案を示させていただいております。これについても何かご意見があれば、いただければと思っています。

それ以降については、ほぼ先ほどの説明の中身が踏襲された中身となっておりますので、詳細についてはご確認いただければと思っています。

資料7ページ目ですが、今ご説明しました標識類とカテゴリーが違い、今後このようなものも積極的に活用した方がいいと考えているのがプレート型の標識ということで、特に尾瀬ヶ原では群馬県さんがすでにされていると思いますが、景観に配慮した形ということで、これも安価ですぐに設置できるという利点と景観を阻害しないという利点はあるのですが、一方で視認性があまり良くないというデメリットもあるので、その辺のメリット・デメリットを踏まえて、標識を設置する際に補完するような形での設置をしていければということを示させていただいております。

最後に今後の課題ということで資料の右側に記載させていただいておりますが、今回ガイドラインを検討するにあたって色々ご意見いただきながら進めてきたところなのですが、特に何名かの方からご意見いただいたのが、標識類にナンバリングをして、利用者がそれを確認することで今自分がどこにいるのか分かるようにすることや、遭難救助の際にも位置情報を関係者で共有しておくことで、より迅速に対応ができるのではないかとご意見もいただいております。

また先ほどの設置基準の中にも書かせてはいただいているのですが、尾瀬の脆弱な地質

や積雪状況を考慮した施工方法をしっかり検討する必要があるというご意見もいただいています。またマナーについては、今後整理した以上にも今後社会情勢に応じて他にも必要なことが出てくるのではないかという意見もいただいておりますが、今回のガイドラインの中では全てを整理できていなかったのもので、今後の課題ということで整理させていただきます。

今ご説明した概要をもとに資料6-2ということで、ガイドラインの本文を作成中ですので、こちらについてもご意見をいただければと考えています。この場で全てをお読みいただくのは無理かと思しますので、帰ってからご確認いただいて、早めにご意見いただければと思っています。以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

【加藤委員】 この資料の性格・性質についてです。これは、環境省関東地方環境事務所さんが尾瀬国立公園の今後の標識のあり方について一つの方向性を示されるもので、それを尾瀬国立公園協議会としてもぜひ使っていこうという方向性を検討するのがこの場ということでしょうか。

それか、尾瀬国立公園協議会としてはこれを使っていくということを前提に、作成まであまり時間がないので積極的に声を出して下さい、そして今年度中に環境省さんから完成版が出たあかつきには、できるだけこれに準拠して今後の整備に活用して下さいという性質のものでしょうか。

【片品自然保護官】 今回この依頼を出させていただいた位置付けにつきましては、環境省だけでこれにしますということもできませんし、このガイドライン（案）を作成する上でも皆様からご意見いただいておりますので、この中身について関係者の合意を図って使っていきたいというのが今回議題として挙げさせていただいた意図です。

ただそうは言っても、すぐにこのガイドライン全てを網羅してすぐに整備するというものではありませんし、このガイドラインに沿わないものもあるかと思いますが、利用者の観点に立てばできるだけ統一した基準があった方がいいということで今回各項目毎に指針ということで示させていただいております。

【加藤委員】 もう少し別の聞き方をさせていただきます。これができたら環境省さんは尾瀬についてはこの形で情報を提供していくということでしょうか。環境省さんが今後設置される標識や環境省さんが監修されるパンフレット等はガイドラインの完成版に基づい

た標記で作られるということでしょうか。

【片品自然保護官】 環境省の整備についてはこのガイドラインに沿ったものにしていく予定ですし、環境省だけではなくて、各整備主体の方々にもこういった基準で整備していただきたいというものになります。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。地名に関しては、地方の呼び方があるので、地元の自治体さんと連絡を取って一番いいやつでお願いしたと思います。

続きまして、(2)尾瀬ビジョンの再確認と今後の進め方についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

【片品自然保護官】 お手元の資料7-1をご覧くださいませでしょうか。昨年度の協議会でも皆様にご説明させていただきました尾瀬ビジョンの再確認について、今年度の報告をさせていただきたいと思います。

まず今回初めての方もいらっしゃると思いますので、尾瀬ビジョンの再確認ということで目的の方からご説明させていただきたいと思います。尾瀬ビジョン自体が尾瀬国立公園となる前の平成19年に策定されまして、すでに10年が経過しているような状況となっております。策定してから社会情勢や自然環境、尾瀬における取り組みが変化していて、既存の尾瀬ビジョンの中身がだいぶ変わって来ているので、これまでの尾瀬における取り組みについてレビューを行うとともに、管理者が主体となって進めてきた保護管理のあり方についてより利用者の視点を取り込んだような形で今後10年からさらに将来を見据えた尾瀬のあり方の指針となるような尾瀬ビジョンとして見直そうということで進めて来ました。

そもそも尾瀬ビジョンが何かということについて、資料7-1の最後のページに別紙1というものを添付させていただいておりますけれども、尾瀬国立公園を今後どういう尾瀬にしていくかということをもとめた資料になっております。これ自体が尾瀬国立公園のあり方の一つ大きな目安として各機関の取り組みなどに反映されているものになっています。

今回尾瀬ビジョンを見直すにあたって、関係者の皆様から今の尾瀬の課題について色々アンケートやヒアリングを行わせていただいて、それが2の現状と課題の(1)に記載させていただいているのですが、自然環境の保全、特にシカによる被害がまだ継続しているのが問題だというご意見や木道やビジターセンターといった施設整備のあり方について課題があるというご意見、その他利用者サービスとして通信環境、外国人への情報発信などについてもご意見いただきました。さらに新しい利用のあり方ということで、トレイルランニングや冬山の利用についても今後検討していく必要があるのではないかとご意見をい

ただいております。

尾瀬における個別の課題については、こういったご意見いただいているとおりののですが、尾瀬の構成上の課題ということで（２）（３）として整理させていただいていますが、尾瀬ビジョンが今後の尾瀬のあり方を示したものであるという位置付けにはなっているのですが、現状の尾瀬ビジョンには中長期的な視点が弱いという点、特に今後の人口減少に伴う利用者の減少や地球温暖化による生態系の変化などの将来的な課題に対応できていないという点が一つ挙げられています。

また（３）の構成上の課題ということで、尾瀬ビジョンを管理運営していくのがこの国立公園協議会ということになっているのですが、この協議会と小委員会、そして尾瀬サミットの役割分担が不明確になっている。そして、本当に構成上の問題ですが尾瀬ビジョンがどんなものか見えにくいということと、この協議会の議題にもなっている尾瀬ビジョンの進捗把握方法がこれまで煩雑だったということも挙げさせていただいています。

２ページ目に参りまして、本来であれば今年度中に改訂案をお示ししてこの場で決定していただくことを考えていたのですが、課題を色々と洗い出していくと今すぐ事務局としてもこれというものを示すことができず、小委員会や皆様にご相談させていただきながら改訂の方向性ということで進め方を検討して参りました。

今回尾瀬ビジョンを改訂するにあたって、皆様と尾瀬が目指すあり方を共有すべきではないかという結論になりました。特に尾瀬が抱える各種の課題に対応するために、尾瀬国立公園を中核とするのですが、国立公園だけではなくて、尾瀬地域に関わる人たちが目指すべき将来のあり方というのをビジョンの中に盛り込むというのが今後のビジョンの柱として検討していきたいと考えています。

また課題の整理ということで、もう少し現状の尾瀬ビジョンをシンプルにするということと、尾瀬国立公園管理計画と一部重複するところがありますので、そこでの整合性を整理していきたいと考えています。

そして具体的に何を共有していくのかということが資料２ページ目の下の部分で、将来に渡って守るべき自然環境や社会情勢に応じた利用のあり方、気候変動や人口減少への対応、持続可能な地域経済という観点での寄与、現在も尾瀬ビジョンにはあるのですが企業・団体からのサポート体制といったところをもう少しビジョンの中で具体的に盛り込んでいけたらと考えています。

そのイメージが３ページになります。上側の丸が２つあるものが既存のイメージという

ことで、緑の丸が尾瀬国立公園の管理計画になりますが、こちらに尾瀬国立公園の自然環境が目指すべき姿というのが記載されていたり、許認可の取り扱いについて必要なことが記載されているのですが、その一方で、管理や適正利用ということも書いていまして尾瀬ビジョンの一部と重複しているような状況になっています。

改訂後のイメージとしまして、その下の二重丸になっているものですが、尾瀬国立公園管理計画に盛り込めるものについては管理計画を盛り込んで、尾瀬ビジョンを将来的な視点や経済的な視点というものを取り入れた形で尾瀬ビジョンを再確認、見直していくというようなイメージで考えています。

具体的にどう進めて行くのかというのが最後4ページになります。改訂の進め方というのがあると思います。尾瀬国立公園協議会や小委員会を中心に検討を進めていくところですが、それ以外にも尾瀬サミットや協議会、地域住民、有識者の意見も取り入れて行きたいと考えております。

そのスケジュールが表になりまして、この会議において今ご説明させていただいた内容についてご了承いただきたいと考えております。来年度以降、尾瀬国立公園10周年記念事業などもありますので、そういったものを活用しながら色んな方のご意見をいただいて、平成30年度くらいを目途に尾瀬ビジョンの最終版ということで、また協議会で諮らせていただきたいと考えております。

資料7-1のご説明は以上になりますが、A3の資料7-2をお配りさせていただいているのですが、今回尾瀬ビジョンの再確認にあたって、これまで尾瀬で取り組んで来た各事業についてのレビューを行っております。これまで協議会の方で毎年皆様に今年度何をしたかということをお知らせしていただいていたところなのですが、今回は色んな取り組みを網羅的にレビューするという形で表を作成させていただいております。

中身については小委員会でも議論いただき確認いただき、ご意見いただいてそれも反映させて、今素案ということでお示ししているのですが、特に資料の上の方で色分けをしているのですが、一番右端の基本方針に沿った諸対策改訂案ということで、これまで掲げられていた課題について現行はこのような課題となっていて、今後こういうことを取り組んでいきますというのが黄色の部分になっております。ここの部分を今後尾瀬ビジョンに取り入れて行くのか、管理方針の方に盛り込んで行くのか、といったところは今後検討していきたいと考えております。こちらについてもご意見いただければと思います。長くなりましたが事務局からは以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【日本自然保護協会】 横山です。私も小委員会のメンバーにも入れていただいているので、少しのコメントに留めたいと思うのですが、質問としては一つだけで、具体的にどのような体制で原案を文章化していく、作成作業を進めようと考えているのか。原案は全部レンジャーの人たちが書くということでも構わないとは思いますが、できるだけ少人数の方々に、きっとこれから必要と言われるビジョンはこういうものではないか、というものをこの会議に提案できるようなものを割と短時間の中でササッと作ってみて、練り上げるというところこそ時間をかけていく、そういう作り方をされたらどうかと思っています。

それから中身について、これもまた小委員会の中で話題になるかも分からないのですが、繰り返しになりますがお願いをしたいこととしては、原則の定めみたいなのをできるだけ具体的にしていき、抽象的な書き方で悪い言い方をするとごまかすような文章はできるだけ避けた方がいいのではないかと。冒頭に加藤委員が仰ったこの何をどういうレベルで保護していくのかということについての提案であったり、どこを誰にどのように、空間的・時間的に利用してもらうことを推奨していくのかというようなことを、ビジョンという名前を変えてもいいとも思っていますが、～ビジョンというのは世の中に溢れているので別の言葉を探してもいいのではないかと考えているのですが、中身としてはビジョンなので、将来の姿というのを社会の変化に合わせて、こういう社会になるのではないかと、ということや予測する文章をくっつけた上で、だからこういう尾瀬国立公園を達成させたいんだという宣言のようなものになっていくものが今必要とされているのではないかと、例えば今配られている基本方針を読むともはや当たり前文章なのであって、これを今基本方針ですと世の中に示したら当たり前じゃないと言われておしまい。そういう文章でしかないのではないかと考えている。なので、新鮮味を付けていくということや少子高齢化というのはどこも同じなので、より現実的に考えなければならないのは就労人口がここからずっと減り続けていくこと。毎年100万人も人が減っていくけれども人口の総数は変わらない。そういった状態がずっと続く中で、国立公園は誰が一体どのように利用していくものになって欲しいのかという話の中で、外国人の登場というものもあるのだと思うので、色々なものを並列にしないで関係付けて記述していくものになれば改訂版としては望ましいのではないかと考えております。長くなりましたごめんなさい。よろしくお願いいたします。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。具体的に進め方についてご意見いただいて非常に参考にさせていただきたいと思います。まず初めに、原案を事務局で示してそれを叩く、ご意見をいただくというところに時間を掛けた方がいいというご意見だと思いますが、それについてはそのとおりだと思っていて、何も無いところでフリートークをするというのも一つやり方としてはあると思うのですが、それを踏まえて事務局の方で案を作成して皆様からご意見いただくということをイメージしております。

その一つとして、来年の尾瀬サミットの間などを活用してご意見を集約して行きたいと考えています。その他はご提案ということで受け取らせていただきたいと思うのですが、また進めながらご相談に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【加藤委員】 私も横山委員と全面的に一緒のつもりなのですが、一つだけ違っているのが、資料7-1の3ページ目の色付きの絵での説明ですが、非常に分かりやすくてありがたいのですが、一方で分かりやすいからこそ疑問に思ったのが同じ資料7-1のページ数の無いところから4ページにある現行の尾瀬ビジョンの性格について記載したところで、尾瀬ビジョンとは尾瀬地域の公園計画の見直しや関係機関等の骨子となるような尾瀬の今後の方向性を示すことを目的にしているということは、私の理解では最初から資料7-1の2番目の図のイメージだったのですが、横山委員ご指摘のとおりビジョンというのは簡潔・明確・具体的、しかし実際に色々なことをやろうとすると細かいところまで書く必要が出てくる。そういうのは別資料で作っていけばよくて、新しい尾瀬ビジョンは簡潔・明確・具体的に書かれて、毎年見直しながら、ここは上手くいっているけれどもここは上手くいっていない。上手くいっていないのはなぜかと言うとまた別の資料が出てきて、実はここは上手くいっている、でもここはしんどい、それはなぜかというような形で書ければその方が動かしやすいのかなという気がいたします。

もう1点、環境省の皆さん、笠井所長にお答えいただくかもしれませんが、頑張りがすぎたのだと思う今までのビジョンは。尾瀬ビジョンは、最初はざくつとした方向性のようなものだったと思いましたが、それをどんどん細かくして、しっかりと押さえていこうと事務局や財団、環境省や関係の自治体の皆さんが良い意味での行政官感覚で非常に頑張られた結果、ものすごく緻密・正確になっているけれども、その結果何がどういうように進んでいるのか、どこでどう止まっているのか、誰がどうすればいいのかが色々な主体が入ってくると分かりにくい。ですから、環境省始め行政の皆さんのしっかりとしたチェックがあるのは前提で、しかし一体今はどういう状況で当初の目標はどこら辺までいって

いるのかという、ようはもう少し大きくつかめるような仕組みが使いやすいと思います。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。何かありますでしょうか。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。私の説明不足で申し訳なかったのですが、現行の尾瀬ビジョンの位置付けというのが、そもそも尾瀬国立公園が分離・独立するために尾瀬とはこうしていくべきだというような視点で書かれているものですので、より公園を独立させるために尾瀬の価値はどうだとかといったことが中心に書かれているものなのですが、尾瀬国立公園も独立して10年経ちましたので、今後はより広い視野を持って尾瀬はどうあるべきか取り入れて行くようなものにしていきたいというのがまず前提にあります。

その他、ご指摘・提案という形でいただいたので、また進めて行く中でご相談させていただければと思うのですが、最後のこれまでのビジョンが詳細に渡っていて分かりにくいというご指摘は本当にその通りだと思っていて、今年度につきましては、過去5年・10年のレビューという形でざっくりとレビューしたものを資料7の方でお示しさせていただいたという形にしています。ただこれ自体もまだ細かくて分かりにくいというご指摘も多々あると思うのですが、より分かりやすい形でレビューができるような仕組みというのを進めながら考えて行きたいと思っています。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。次に議事3その他に移ります。初めに檜枝岐村さんよりよろしくお願い致します。

【檜枝岐村(代理)】 皆さんお世話になっております。私檜枝岐村役場企画観光課の和田と申します。どうぞよろしくお願い致します。それでは座って説明をいたします。資料8をご覧ください。尾瀬国立公園檜枝岐トレイルランニング大会の開催についてという資料でございます。それではご説明させていただきます。

檜枝岐村は皆さんご存じのとおり、人口が600人と非常に少ない人口の村でございますけれども、その大半が観光業に携わっているという村でございます。まさに基幹産業が観光であると言っても過言ではありません。しかしながら、尾瀬の利用者は平成8年をピークに減少しているという傾向がございます。観光を主体としている檜枝岐としましては、何か別の利用方法というものを検討していく必要があるのではないかと感じていたところでございます。そう申しましても尾瀬国立公園内でのことですので、闇雲に何かをやるということもできませんし、脆弱な自然を守りつつ何かできないかというところを模索してきたところでございます。

そこで、トレイルランニングという競技がございまして、皆さんご存じかとは思いますがけれども山岳の登山道を走る、ランニングするという競技がございまして、これを檜枝岐の尾瀬国立公園におきまして6月25日に開催したいということで計画を検討しているところでございます。

ページが前後してしまうのですが、資料の最後に付いているものが地図になるのですが、こちらで検討しているコースというのは、平成19年に尾瀬国立公園に編入された地域がほとんどでして、現在は年間の利用者が千人も満たないようなルートをコースとして検討しております。地図だとちょっと分かりにくいのですが、七入という地区がございまして、こちらを拠点としまして、檜枝岐の尾瀬の中を走るということを検討しているところであります。

これにつきまして、昨年の12月に開かれました第1回目の尾瀬利用促進に係る小委員会の中で、こういったことをやりたいと公表させていただいた次第です。さらに、先月2月に開催されました小委員会の前に有識者の先生方にヒアリングを実施いたしまして、3名の先生にご意見を伺って参りました。

大会の是非についてもお聞きしましたし、また大会が終わった後、環境に与える影響についてどのように検証したらよいかということにつきまして先生方にご意見を伺って参りました。その詳細は、2ページ以降の方に細かく記してありますのでご覧いただければと存じます。

そのヒアリングを終えまして、2回目の小委員会の席で発表させていただきまして、委員の皆様にご意見を頂戴したという次第でございまして、私どもの判断としましては、小委員会及び有識者の先生方につきましても大会の開催につきましても賛同を得たというように理解をしてございます。

なお、賛同を得たと申しましても、皆様のご意見をお聞きしながら環境に配慮した大会運営をしていきたいと考えております。主催者はもとより、参加する方にも自然環境に与える影響やそこが尾瀬国立公園内なんだということをお聞きいただき、大会運営をしていきたいというように考えてございます。大会終了後には、環境省さんで策定されましたモニタリングの基準といったものを参照しながら、あるいは先生方にお聞きしたモニタリング方法というものを使ってモニタリングをして、またこのような場でどうなったかということをご報告したいと考えてございます。

途中抜けてしまったのですが、大会ですけれども、トレイルランニング大会ということ

で大会と聞くと人数が多いのではないかと考えられる方も多いと思いますが、今年は初年度ということもありまして、参加人数100名程度ということで色々検証しながらやっていきたいと考えてございます。

最後になりますけれども、当村檜枝岐村は今年2月で創立100周年を迎えることができました。これも今日お集まりの皆様のご理解とご協力のお陰とこの場をお借りして感謝御礼申し上げます。ありがとうございます。我々檜枝岐に住んでいる人間にとって、観光が主産業と申しましたけれども、100周年を迎えまして次の100年に繋がるような何かをやっていきたいということもございまして、次の100年に向けて若い方々にも集まっていたきたいという気持ちも込めまして、このトレイルランニングは比較的若い層の方がやられる競技だと聞いておりますので、参加される方々に自然の素晴らしさや環境への配慮、そういった部分も学んでいただける良い大会にして、次の100年に繋げていきたいと考えています。

どうぞ本大会につきまして、ご理解賜りますようお願いいたします。檜枝岐からは以上でございます。ありがとうございます。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいようでしたら、次に進めさせていただきます。

次に、環境省さんからお願いいたします。

【片品自然保護官】 環境省の方から資料9の方をご説明させていただきます。今回、KDDI(株)の方から自然公園法の手続きについて相談があった事項について、皆様にもご相談という形で今回議事に挙げさせていただいております。

資料9の経緯ですけれども、文章だと分かりにくいので、前のスライドの方を示しながらご説明させていただきたいと思います。今回大きなご相談事項としましては、鳩待峠から山ノ鼻エリアと大清水～尾瀬沼までの区間について光ケーブルを敷設したいというご相談になっております。

この光ケーブルを敷設することで何ができるようになるかというところですが、特に山ノ鼻・尾瀬沼地区についてはすでに既存の東電さんの電線の鉄塔が近くまで来ておりまして、それを活用して光ケーブルを敷設することになるのですが、そこから近くの山小屋などの施設の方に光ケーブルを地中埋設して、屋内において屋内アンテナや無線機を取り付けることで光回線を経由することで携帯電話の通信ができるようになるというものになっております。

さらに光ケーブルを使ってルーター等の設置をしますと、インターネットやスマートフォンなどの通信機器も利用できるということについてのご相談です。これにつきましては、屋内に限っての整備を伺っています。

一方で、光ケーブルが敷設できない小屋等につきましては、衛星アンテナを小屋の屋根に設置して、先ほどと同じように無線機や屋内アンテナを室内に設置することによって、携帯の電波を衛星経由で取得して屋内の携帯の通信が可能になるというようなご相談事項になっております。

この衛星アンテナについては、すでに山小屋の従業員向けにインターネットを使用するためにアンテナを設置して、従業員の方々はインターネットが使えるような状況というのは整備されているようなのですが、ただこれにつきましては、回線が細いということで、一般利用者向けには今のところ提供はされていないということで、今回KDDIさんによって整備されることによって一般利用者への通信環境の提供も可能というようなご相談事項になっています。

今後の対応というところですが、環境省としましては、自然公園法上の許可ということで依頼を受けていて、許可基準に該当するかどうかという視点で対応方針を考えているところではあるのですが、近年の通信環境の拡大ですとか、尾瀬内において一般利用者向けへの通信環境が許可されることにつきましては、利用者の安全性や利便性の向上、また利用者への情報提供、関係者間での情報共有の迅速化というようなことも可能になり、公園管理や公園利用の観点からも公益性が認められるのではないかと考えています。

また、環境省直轄の全国のビジターセンターにおいては、最近外国人旅行者向けの情報提供の対策の強化の一つとして、Wi-Fi設備の積極的な導入を進めているという実情もあります。さらに、尾瀬は環境が守られている場所ではあるのですが、今回の整備の中身としては特に大きな工事は行わない、既存の施設を活用して整備されるということをお伺いしますので、風致景観上の支障もほとんど無いということが考えられますので、自然公園法上の許可基準としては問題ないと考えているところなのですが、ただ一方で、過去に特に携帯電話の通信については色んな方からご意見をいただいているところでもありますので、今回協議会でもご意見をいただいた上で環境省としても法律に基づいた許可の手続きを進めていきたいと考えています。

また今回の内容につきましては、今年度実施した小委員会でもご報告して、関係者の皆様からご了解をいただいているという状況になっています。

資料の最後にある下線部ですが、今回のご相談の内容につきましては、屋内の通信環境の整備に限ったものになっておりますので、今後、過去議論があった屋外の通信環境の整備につきましては、尾瀬ビジョンの再確認のプロセスなども活用して関係者で検討していきたいと考えております。以上です。

【斎藤委員長長】 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

【日本自然保護協会】 横山です。色々と携帯電話についてはこれまでも色々あったものですが、今の通信環境の整備についてというこのメモは簡潔でよく分かるものだと思います。

コメントとしては、この紙の中にはアンテナと風致の関係とか所謂環境省の許認可要件みたいなことが書いてありますけれども、あるいは国立公園のビジターセンターへのWi-Fiの推進というようなものも書いてありますが、このビジターセンターについてはビジターセンターの立地が適切ならば全くこの通りなのですけれども、ここにズレがあるということがちょっと気になるころではありますが、とりあえずこの件が問題になったというか心配されているところというのは、携帯アンテナというものに限らず、そして携帯電話に限らず、想定外の個人の動きというのが国立公園の中でどう変化していくか、そういう個人の動きが変化する際に国立公園の原則というものはどうあるべきなのか、それが一番の問題なのだと思いますので、これから、これは携帯電話の話ですけれども、この手の色々なできごとというのが国立公園の中を利用する人たちの行動を思わぬ方向に制御する。もちろん、道具があれば、良いことというのもたくさん起こるのでしょうけども、こんなことは想定もしていなかったというようなことも起こり得るので、そのことについての研究と、それからこういうものがある種なし崩しようになっていかないうような環境省としての受け皿の作り方というか、そういうものがどのようになっているのかということだけ、ちょっと教えていただければと思います。以上です。

【国立公園課長】 まず、横山先生からのお話の中で、まず一つお伝えするところですが、今回の資料9または小委員会を経て、この場でご提示させていただいたこの方向は、尾瀬における室内に限定した通信整備という方向性について現状の考え方というものを提示させていただいておまして、この方向性に合意を得た上で、具体的な自然公園法に基づく許認可申請という手続きが発生いたします。

そこでは厳密に、こちらに書いてあるような観点や風致景観についての審査の基準に従

って適正に指導し、必要に応じて修正なり緩和策というものを図る。また、公益性という観点から、今後の可能性についても申請者に対して指導を行っていくというのが発生します。

そちらにおいて、今後利用者や設置においてどのような影響が発生するかというのを環境省としても申請の内容によって見ていくというのを検討していきたいと思う。そこは、具体的に自ら我々が行うか、別途資料5に書いてあるような尾瀬沼の整備の内容の中で見ていくか、また申請者の方でどういう形で情報提供いただくかというのは、その判断の内容で検討していきたいと思っておりますので、ご指摘の利用者の行動、また国立公園の利用のあり方というのが時代の新しい機器なり利用者の嗜好なり行動様式に従ってどうあるべきかというのをしっかりと考えていくという過程において、しっかりとご指摘の意見を踏まえ把握をしていきたいと思っております。

【国立公園課長補佐】 事務局からすみません。尾瀬を担当しております岩浅と申します。ご意見ありがとうございます。受け皿の観点についてお話をさせていただきますと、もちろん研究、データ、情報を踏まえながら順応的にやっていくというベースがあると思いますので、そういった情報収集も必要だと思っておりますし、先日来横山さんからはなし崩し的に進めて行くのはよくないというご意見いただいております、これは十分環境省としても受け止めているところでございます。

ただ一方で、国立公園の原則というところも国立公園によって置かれている状況は異なりますので、なかなか一律というものは難しいと思っております。例えば、人が普通に生活されている瀬戸内海や伊勢志摩であれば、普通に携帯も使われている訳ですけれども、逆に尾瀬というところは、やはり自然環境への保護・保全というのは非常に重要な場所でございますし、我々もこれまでもそういった場所では静かな雰囲気を楽しみたいですか、原生的な景観というものも非常に重要だということもいただいておりますので、そこはしっかりなし崩しではなくやっていきたいというように、さらに具体的に言いますと、こういった通信環境の整備という話についても協議会の場を通じて、尾瀬の関係者の方々の議論やマナー・ルール作りも当然重要になって来ると思いますし、また必要に応じてそういった議論を踏まえつつ、もし必要があれば管理運営計画への反映なども検討していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

【加藤委員】 あわせて一つ。関連してお伺いしたいのですが、山小屋組合の皆さんは当然ながらご議論に参加されてOKされたということですね。基本的に山小屋組合の

皆さんがOKだったら、それはもう問題はないというかほとんど問題は解消されているの
だろうと思うのですが、こんな質問でましたか。

うちの山小屋では、携帯電話等々、Wi-Fiが使えるのは何時から何時までにさせてくれ。
それはできるかと。各山小屋・各施設ごとに、その建物内のWi-FiやLANを使っていいとい
う時間を任意に設定できるのか。というのは、マナーか何かで対応するのが一番良いとは
思うのですが、それでは対応できないこともあり、そして例えばですけれども、結構問題が
起きそうなのは混雑時、そして個室も確保できないというようなところで、夜遅くまで云々
という話になる。じゃあ一番簡単なのは、毎日何時から何時までしか使えませんというの
が各建物ごと施設ごとであれば、機械技術的には問題なくできそうな気はするのですけど
も、例えばそんなようなことをした方が良いかどうかは別として、山小屋等施設の方々か
ら声が挙がって来たなら検討対象としては取り上げていいのでしょうか。こういうの。

【関根組合長】 山小屋組合長の関根でございます。尾瀬における通信環境の整備の件に
ついて、過日小委員会等で議論いたしました。山小屋といたしましては、一般のお客様の
関係もありますしまたは人命救助の関係もありますから、尾瀬全体で通信ができるという
ことが最終的なお願いとこういうことに相成るわけでありまして、今言ったような
KDDIの相談事項、または自然公園法の許可している実績等々から今回のやつはまづ一
里塚かなと山小屋としては捉えております。

そんな中で、今ご質問がありました時間の利用等につきましては、実際に利用して、や
はり静かな尾瀬というものを希求しているお客様もいらっしゃいますから、そういうお客
様のニーズに答えるために山小屋としては後半の意見を吸収しながら導入を検討してい
きたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げたいと思っております。以上です。

【斎藤委員長長】 ありがとうございます。続きまして、また環境省さんの方から。

【片品自然保護官】 資料10の方を説明というかご報告になるのですが、国立公園協議
会の設置要綱につきまして、中身については変わらないのですが、東京電力さんの方が名
称を昨年の4月から変更されたということで、名簿の方を修正させていただいております
ので、ご確認いただければと思います。以上です。

【斎藤委員長長】 どうでしょうか。よろしければ次に報告事項になりますけれども。よ
ろしいでしょうか。では、報告事項の方に移ります。

【尾瀬保護財団（堀越）】 資料11尾瀬国立公園10周年記念事業につきまして、尾瀬保
護財団の方から説明をさせていただきます。

本日午後13時から、尾瀬国立公園10周年記念事業実行委員会を開催いたしまして、この資料11に記載のありますとおり、この構成員をもちまして実行委員会を設立させていただきました。冒頭より色々お話が出ているところですが、ちょうど10年前に尾瀬国立公園が独立しまして、ちょうど節目の年を迎えるということになりますので、お集まりの皆様を始めまして関係者で一致協力して改めて尾瀬を盛り上げていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

記念事業の実施期間につきましては、平成29年度シーズンをまず実施期間として捉えていきたいと考えてございまして、実施事業につきましては尾瀬国立公園10周年記念事業PR資材等の作成。これは記念ロゴマークを作ったりとかのぼりとかノベルティーを作って配布していきたいというものでございます。

それから、関係自治体なり関係機関と協力をいたしまして、すでにやられているイベントあるいは新たに実施するイベントを一つに括りまして、尾瀬国立公園10周年記念という冠を付けることによって幅を持たせたPRをして、マスコミさんへの露出を増やしていきたいということ。

それから、3点目といたしましては、尾瀬国立公園のPRの実施ということで、首都圏等で行われる自然環境関係のイベントに積極的に実行委員会として出展いたしまして、改めて尾瀬の魅力なり貴重な自然の素晴らしさをPRしていきたいということ。

それから、4点目でございますが、尾瀬に行こう！泊まろう！キャンペーンということで、東北から名古屋エリアのアウトドア用品販売店と連携いたしまして、一定額を購入していただいたお客様に応募券をお渡しして、尾瀬の宿泊券等が当たるようなPRイベントを進めていきたいということで考えてございます。

5番目のシーズンを通した利用者サービス向上への取り組みといたしましては、尾瀬に入山された方々へのサービス向上策として、スタンプラリー等の実施について検討を進めていきたいと思っております。

6点目、尾瀬国立公園10周年記念式典の開催ということでございますが、今年の尾瀬サミットの場を何らかの盛り上げのための中心的な行事と位置付けまして、しっかり実施をして行きたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、平成28年の尾瀬への入山者が天候不順なり色んな影響があったというものの10%減ってしまったということもございますので、改めて、やはり適正利用を前提としながらも一人でも多くの方に尾瀬に触れていただけるように関係者一丸

となってPRしていけたらと思っておりますので、ご協力をお願いできればと思います。

特に、本日お見えになって下さっております報道機関の方々に改めて尾瀬のPRについてお願いいたしまして私からの報告事項1点目とさせていただきます。

【尾瀬保護財団（堀越）】 続きまして、資料1 2 外来植物対策について私の方からご説明をさせていただきます。

趣旨のところでございますが、生物多様性国家戦略において、外来種の分布拡大が非常に影響が大きいということが指摘されてございます。幸い、尾瀬の特別委保護区域内では専門家の方々の話もあり、当面差し迫った課題は無いということでお話をいただいているところですが、とは言うものの、やはりしっかりとした分布調査なり侵入予防対策については着手していく必要があろうということで、平成28年度から尾瀬保護財団の方が中心となりまして、分布調査に着手を始めたというところでございます。

2の対象のところでございますように、実施対象区域といたしましては、この表中1～6の基本的には登山口に接続する車道沿いを調査の対象といたしまして、平成28年度は3～5の車道沿いについて調査を行ったところでございます。対象種については、特定外来植物オオハンゴンソウ等を調査いたしまして、当面大きな差し迫った課題は無いという結果になってございます。

しかしながら、それ以外の区域についても継続して調査をして行きたいと考えておりますので、この表にありますような5年計画で調査を進めて行くということで考えてございます。仮に生育が認められた場合の侵入予防対策についてですが、これにつきましては、直ちに除去作業を行うということとしたいと考えてございまして、また28年度の分布調査で生育等が認められたもの、あるいはそれ以前からすでに生育が確認されているものにつきましては、29年度の除去作業を進めて行きたいと考えてございますので、関係の方々のご協力をよろしくお願いできればと思っております。

実際この除去作業を実施する主体といたしましては、尾瀬外来植物対策チームとして当財団なり地元自治体なりボランティアの方なりを募って除去作業をやるということで考えてございます。

そんなことで、皆様のご協力をいただいて初めてできる取り組みということになりますので、ご理解をいただいて、ご支援の方よろしくお願いいたします。以上です。

【斎藤委員長長】 ありがとうございます。続きまして、環境省さんよりお願いいたし

ます。

【檜枝岐自然保護官】 尾瀬沼地区運営協議会の事務局として環境省の市塚よりご説明いたします。資料13をご確認ください。沼尻公衆トイレですけれども、環境省の山岳環境保全対策支援事業及び福島県さんの民間山岳トイレ整備支援事業の補助を受けて、長蔵小屋さんにより平成29年度整備する予定となりました。3月1日に第2回総会において長蔵小屋さんを環境省の交付金へ推薦することを決定したため、この場でご報告させていただきます。

整備の内容としましては、様式はこれまでと変わらず、処理方式が汲み取り式からカートリッジ式に変わります。今後の予定としては、事業者による各種手続きが行われて、6月より工事着手予定と聞いております。女子トイレを使用しながら男子トイレを取り壊し新築するため、工事中もトイレの使用は可能ということです。

また30年度以降ですけれども、1回200円の有料トイレとなりまして、また長蔵小屋さんの方で沼尻休憩所を再開し維持管理を実施する予定ということで、尿尿処理については檜枝岐村さんの方の協力をいただくということです。以上になります。

【檜枝岐自然保護官】 環境省の方から資料はないのですが、もう1点ご報告させていただきたいことがありまして、平成28年度渋沢温泉小屋が事業を廃止いたしまして、この場でご報告させていただきます。

また渋沢温泉小屋の方で小沢平からのルートを維持管理してきたということで、こちらのルートにつきまして、檜枝岐村さんの方から説明をお願いいたします。

【檜枝岐村（代理）】 檜枝岐村でございます。今環境省さんからお話ありました件でございますが、国道の352号線の小沢平と我々呼んでいるのですが、新潟県との県境から燧ヶ岳の裏の方で裏燧林道に伸びるルートがございます。そちらですけれども、元々は生活道として出来上がったルートではあったのですが渋沢温泉小屋ができて、そこで往来する方のルートとして観光の道という形で利用されてきたのですが、先ほど申し上げたとおり、今温泉小屋さんがやられていないということがありまして、道路の方が荒れているということがございます。

檜枝岐としましては、清掃協議会を通じまして草刈り等を年に数回行っておりますけれども、橋の管理というのができないと。大小橋があるのですが、その橋が管理できないということで、草刈りはしますけれども完全な道路の管理は難しいというのが檜枝岐村の見

解でございます。

【魚沼市（代理）】 今ほどの件に関しまして、私魚沼市役所環境課の大塚と申しますが、一言だけ発言させていただきたいと思います。小沢平から入るルートにつきましては、皆様ご存じのとおり、魚沼市からしますと歩いて入れるルートとしまして魚沼市からは非常に近いところということで、そのためということもありまして、魚沼市としましてはこうしたルートもありますよということをもっと広く知っていただきたいと思っているところでもあります。

そこでということになるのですが、檜枝岐村さんからの話もありましたけれど、当市としましても皆様にルートを知って欲しいという前提としまして、現状どうなっているのか確認もしなければならぬと考えておりまして、来年度魚沼市でも現状の確認をしたいと考えているので、そこにつきましては檜枝岐村さんですとか環境省さんからもその際にはご協力いただければありがたいと感じておりますので、一言発言させていただきました。

【福島県（代理）】 福島県自然保護課の森藤と申します。皆様にご報告しておきたいのですが、尾瀬温泉公衆便所について昨年の8月に発電機が故障して一時使用不能となりましたが、9月15日に仮設発電機を設置して28年度中は供用を行っております。

それで来年度、29年度は、すぐに本復旧工事を実施しまして、6月初旬には完成させたいということで今作業を進めておりますので、ただ工事期間中出来上がるまで便所の使用ができなくなることをご協力いただきたいということで、お願いでご報告させていただきます。以上です。

【東京電力】 東京電力ホールディングスで尾瀬の管理をしております中込と申します。私資料の方は用意できておりませんが、今弊社の方で尾瀬国立公園10周年記念を機に、例年弊社で行っている木道の工事に一般の方をごくごく小規模になりますがお越しをいただきまして、作業の体験をしていただこうと、そのようなことを検討しております。ただまだ時期だとか内容についてはこれから詰めていかなければなりません、実際に尾瀬にお越しをいただきまして、作業を体験していただきまして、自然保護だとかあるいは木道工事の工夫だとかを肌で感じ取っていただけたらと、そのような機会を設けられればということで今検討をしております。今後具体的な検討をする過程で、当然尾瀬ヶ原だとか貴重な場所で作業をすることになりますので、工事をやっている中の一コマで当然限定的な作業にはなりますが、そういった作業に本当に一コマ二コマ関わっていただくような場で

計画をしていきたいということで考えております。

また今後関係する皆様にも色々アドバイス等いただきながら、取り組んで参りたいと思っておりますので、この場をお借りしましてご協力をお願いということでご報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【齋藤委員長長】 ありがとうございます。この他ご報告ございますでしょうか。

【片品村】 片品村長ですお世話になります。座ったままお願いといたしますか報告をさせていただきますと思います。

この資料は、国土交通省と群馬県県道整備部、そして地権者である日本製紙、そして株式会社まぐまで配布した資料をたまたま持っていたものですから、少し枚数が足りませんが、見ていただきたいと思っております。

これは昨年10月後半に、日光国立公園の奥日光。国道120号線の青い木の部分が約標高1,000mです。そしてこの裏の葉っぱの落ちた部分が約1,600mです。これは正式名は書いてありませんけれども、うちの方では属にハンノキ。

これは最近金精峠の紅葉が悪い悪いと毎年言われるので、今年私が紅葉の終わる時期に行って参りました。そして紅葉が悪いのではなくて、紅葉しない木が生えているのです。

1,000m付近の木はまだ葉が青いのです。そして、まだハンノキの実に種が付いています。そして1,600mくらいまで登って行くと、この黒くなって葉が落ちるのです。この木は紅葉しなくて、青から黒に移って、そして葉が落ちるという全く紅葉しない木なのです。その木が増えすぎて、今国道120号線の紅葉の見頃である金精峠は、このままほっておけば大変な損失が出る。そのように考えています。

ただこの木が、前にも一昨年のサミットでも発言させていただきましたけれども、尾瀬の方にも増えています。そして、特に大清水から一ノ瀬。この車道の中に生えているのがハンノキです。これは舗装されているので道路脇にしか生えていませんけれども、舗装でなければどこにでもいる木でありまして、この利用と分散化の観点からも大清水から一ノ瀬の車道敷地内に生えているハンノキ、環境省、あるいは国道は群馬県にあるわけですが、1日も早く撤去して、そしてそこを利用する安全を図っていただきたい。そのようにお願いしたいと思います。

また、鳩待峠に行く道路にもハンノキが増えているのも現状です。これは尾瀬の関係にも生えておりますので、資料3にあります総合学術調査においても調査していただいて、全く紅葉も無い価値の無い木が特に増えているということをぜひ知っていただいて、早め

に対策をしていただきたい、お願いをしたいと思います。

【斎藤委員長長】 ありがとうございます。他にはご報告ございますでしょうか。

【片品自然保護官】 1点だけ。群馬県さんから資料いただいております、ご説明させていただきます。群馬県立自然史博物館さんで3月18日～5月14日まで尾瀬を科学するということということで、色々尾瀬の大変興味深い企画展示をされているということでチラシをいただいておりますので、ご興味有る方、ご参考にいただければと思います。以上です。

【斎藤委員長長】 ありがとうございます。もし無いようでしたら、活発な御議論をしていただきましたので、この辺りで終了としたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。議事につきましては以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

【檜枝岐自然保護官】 斎藤議長ありがとうございます。また委員の皆様におかれましては、活発にご議論いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、第14回尾瀬国立公園協議会を閉会させていただきます。本日は大変お忙しいところ、ありがとうございます。

— 了 —